平成２５年（フ）第３４２号
鹿児島県鹿児島市高麗町33番１号　シャングリラロイヤルシティ高麗Ⅱ103号
債務者　梅木　浩司
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目１番27号　渕脇マンション501号
債務者　原田　鮎美
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町８番21号　有村ビル804号
債務者　川畑利津枝
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４９号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町24番地13
債務者　春野知枝子
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５０号
鹿児島県大島郡喜界町大字早町440番地
債務者　川崎　久志
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５１号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町30番11号
債務者　福元　裕美
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４４号
秋田県能代市南元町４番57号　第１スカイハイツＡ―101号
債務者　近藤　　玲
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２８１号
山梨県笛吹市御坂町夏目原997番地１
債務者　長谷川宏美
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
三重県三重郡菰野町大字下村1000番地１
債務者　島原　裕美
１　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
三重県四日市市小杉町1678番地　アリーナ３Ｃ、旧住所愛知県一宮市木曽川町内割田字南出464
債務者　雨川　照彦
１　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
三重県四日市市西浜田町１番15号　Ｌｏｆｔ106、旧住所三重県四日市市日永西１丁目23番27号　ユーミー日永マンション３Ｃ
債務者　古川　雄基
１　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６８５号
奈良県桜井市大字初瀬2477番地の１、申立時の住所京都府木津川市木津南後背37番地29
債務者　城後　敬之
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８８号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島305号棟106号室
債務者　松元千恵子
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９９号
京都市山科区小野御所ノ内町１番地の226、前住所京都市右京区梅津尻溝町57番地８
債務者　山田　正之
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００９号
京都市伏見区竹田真幡木町93番地コーポ桐山104号
債務者　飯塚　京子（旧姓小笠原）
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１５号
京都市左京区岩倉長谷町217番地　コーポ比叡204
債務者　吉田　国一
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５４号
京都市伏見区深草小久保町344番地ハイツパープル307号室、前住所京都市伏見区深草西浦町６丁目52番地マンション西浦302号
債務者　空林　　愛
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係